

川越所沢線沿道整備土地区画整理事業の施行について

参考資料

令和 8 年 2 月 5 日
川越駅西口まちづくり推進室

川越駅西口周辺における、都市計画道路川越所沢線、補助幹線道路市道0009号線及び市道1526号線の整備にあたっては、市が一部の道路用地を取得するほか、それ以外に取得した事業用地を種地として、面的に敷地を再配置（換地）して残りの道路用地を確保する、「沿道整備街路事業（土地区画整理事業）」という手法を採用しています。その理由は以下の三点です。

- ①都市計画道路川越所沢線が現在の街区に対して斜めに計画されており、道路用地の買収だけでは、沿道に狭小かつ不整形な残地が多く発生してしまうこと
- ②関係する土地所有者等の中には、道路用地の取得に応じる方のほか、沿道等に残留を希望される方が一定数存在すること
- ③ある程度の種地（事業用地）が先行取得できていること

これらのことから、沿道の土地の有効活用、関係権利者のご希望に沿った円滑な移転などのため、道路用地の直接買収のほか、土地区画整理事業により地区全体で各敷地の再配置（換地）を行い、道路用地を確保するものです。

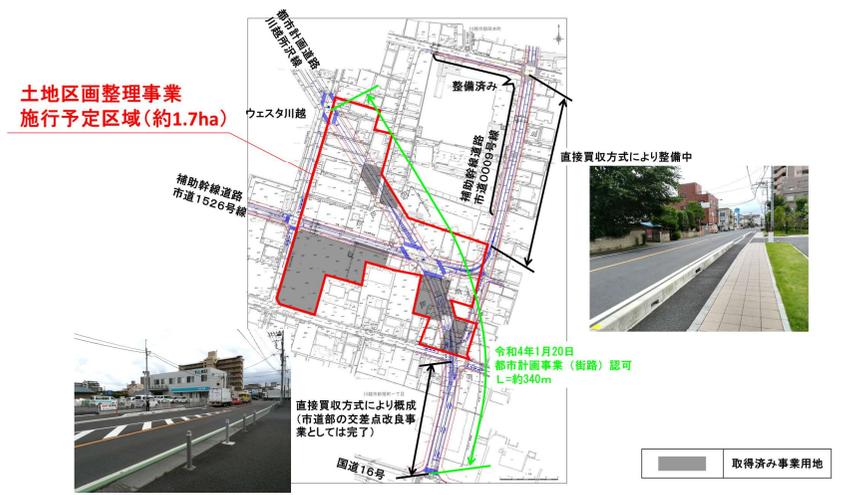
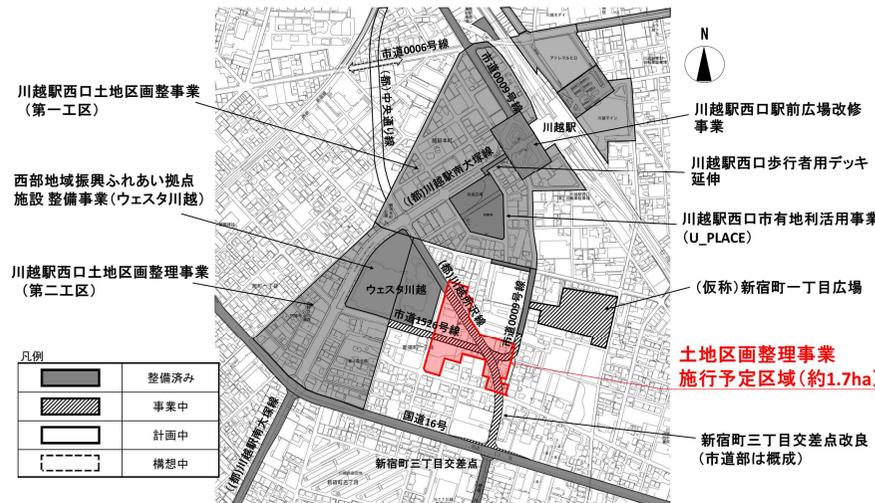
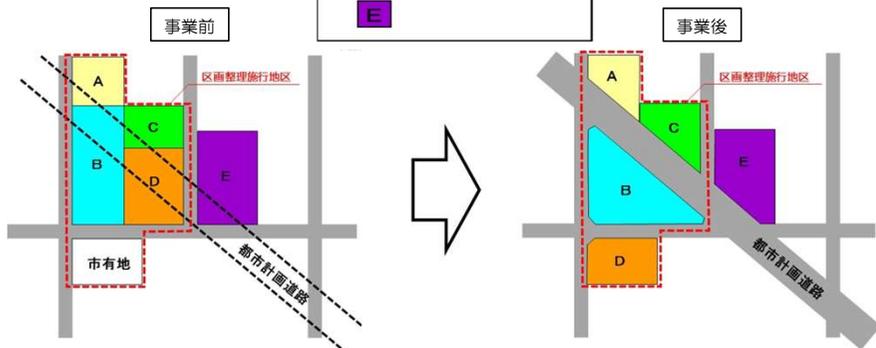
本事業（沿道整備街路事業）のイメージ

関係権利者のご意向

- 沿道に残りたい
- 市有地に移転してもよい
- 道路にかかる部分を売ってもよい

事業前

事業後



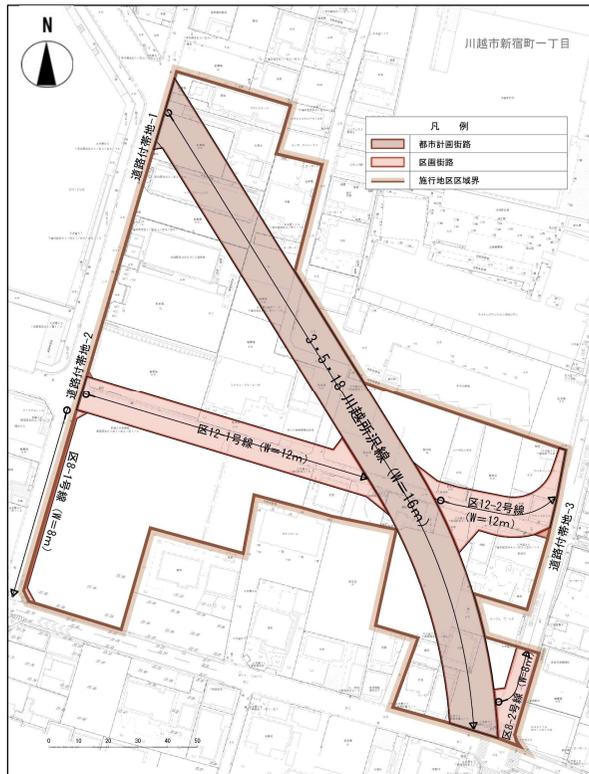
■これまでの主な経過

- 平成22年度～ 都市計画道路用地等の事業用地の先行取得に着手
- 平成26年度～ 関係権利者意向調査、整備手法検討、各種測量・設計
- 平成27～28年度 道路計画等に関する地元関係者との意見交換会（3回）
- 平成29年度 道路計画等に関する地元説明会（4回）
- 令和元年度～ 事業計画案作成、関係権利者との合意形成に向けた協議
- 令和4年1月20日 都市計画道路川越所沢線の都市計画事業認可
- 令和4年度 道路整備、区画整理、土地利用規制見直しに関する説明会（2回）
- 令和7年9月 関係権利者合意形成に一定の目途
- 令和7年11月5・8日 施行区域都市計画決定に係る説明会

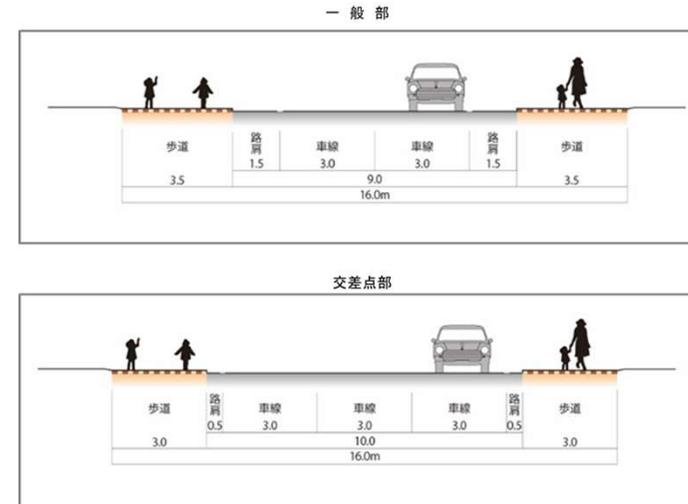
■土地区画整理事業の概要

- 【事業名称】 川越所沢線沿道整備土地区画整理事業
- 【施行地区】 川越市新宿町一丁目地内
- 【施行面積】 約1.7ha
- 【施行者】 個人（関係権利者全員の同意により川越市が「同意施行者」として施行）
- 【施行期間】 令和7年度～令和17年度
- 【事業費】 約2,620,000千円（※精査中）

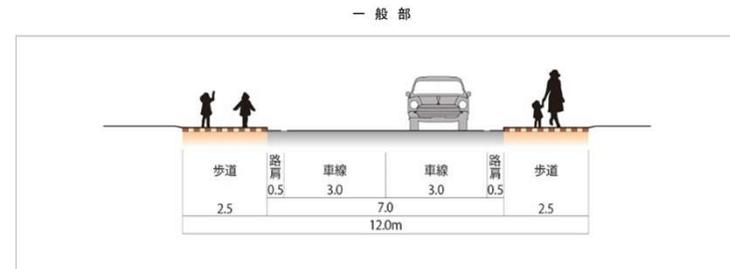
■土地区画整理事業の設計図



■都市計画道路川越所沢線道路計画断面図



■区12-1号線、区12-2号線（補助幹線道路市道1526号線）道路計画断面図



■今後の事業スケジュール

